

近時の特殊詐欺事案における暴力団組長に対する暴対法31条の2の適用事例について

大阪弁護士会 民暴委員会委員
厚地・田中法律事務所
弁護士 厚地 悟

1 近時、特殊詐欺事案における暴力団組長に対する暴対法31条の2の適用に関して、①令和元年5月23日水戸地裁判決、②令和元年5月24日東京地裁判決、③令和元年6月21日東京地裁判決の3つの判決が出されたことから、これら各判決を紹介いたします。

2 ①ないし③判決いずれの事案も、いわゆる特殊詐欺の事案です。また、受け子や出し子が逮捕されているものの、受け子ら自身は暴力団員ではなく(関係不明も含む)、詐欺グループの一員として暴力団員が関与しているに過ぎず、暴力団員が詐欺被害者に対して直接に暴力団であることを示した訳ではない点が共通します。

そのような共通点があるものの、結論的には、①③判決が暴力団組長に対して暴対法31条の2を適用し損害賠償責任を肯定し、②判決がその責任を否定しています。

3 まず、①②判決を比較しながら紹介します。

なお、以下の判決の紹介においては、甲を暴力団員、乙を受け子や出し子若しくは詐欺グループのメンバーとして便宜上、表記を統一しています。

①判決では、まず、詐欺グループのメンバーである乙が暴力団員甲から受け子を探すように要求された際、暴力団員である甲からの要求を拒否すれば何かされると畏怖した結果、甲を恐れてこれを引き受けたとの事実が認定されています。そして、乙が、甲が暴力団員であることの威力に恐れて詐欺の受け子を探すことを引き受けた結果、詐欺グループが構成され、本件詐欺が

実行されたという関係にあると評価し、甲が暴力団の威力を利用して、乙に受け子を探させ、それによって詐欺グループが構成され詐欺行為が実行された以上、本件詐欺行為は、暴対法31条の2にいう「威力利用資金獲得行為」に該当するとして、甲が所属する暴力団の組長に対して損害賠償責任を肯定しました。

他方、②判決では、甲が暴力団員であることを利用して受け子である乙を探したか否かや、詐欺グループのメンバーが甲が暴力団員であることを認識していたか否か、その他甲の詐欺グループ内での具体的な役割等が明らかではないとして、①判決とは異なり、暴対法31条の2の適用を否定し、甲が所属する暴力団の組長に対する損害賠償責任を否定しました。

4 これに対して、③判決は、甲が詐欺グループ内において何らかの態様で暴力団の威力を示していたかや、詐欺グループのメンバーが甲が暴力団員であることを認識していたか否か等の具体的な事実を（少なくとも明示的には）認定することなく、暴力団が威力を背景に新たな資金源として特殊詐欺を実行している社会実態や、本件詐欺グループの組織的・計画的な詐欺の態様が、暴力団員が行う暴力団の威力を利用して行う資金獲得活動に通じる類型であるとの事情を踏まえて、暴力団員である甲が加担し、詐欺行為を実行している以上、本件詐欺行為は、暴力団の構成員による威力利用資金獲得行為と関連する行為というほかなく、暴力団構成員である甲が威力利用資金獲得行為を行うについて他人の財産を侵害したと評価し、暴対31条の2を適用し組長の損害賠償責任を肯定しました。

5 ①判決は、暴力団員が詐欺グループを構成するにあたって受け子の手配に暴力団員の威力を示し、乙も甲が暴力団員であることを認識していた事実を具体的に認定した上で、暴対法31条の2を適用し損害賠償責任を肯定したことに対し、②判決では、それらの事実の認定ができないとして責任を否定しています。①②判決を対比すると、暴力団員が受け子の手配等詐欺グループの構築や、その統制において暴力団員であることを示し、グループのメン

バーを畏怖させていれば（そのような具体的事実が立証できれば）、暴対法31条の2が適用され損害賠償責任が肯定されることとなりますが、詐欺グループ内部の状況やメンバーの認識等を立証することは難しい場合が多いと思われます。これに対し、③判決は、暴力団員が詐欺グループ内において暴力団の威力を示して畏怖させたか否かや、グループのメンバーが暴力団員であることを認識していたか否か等の具体的事実を（少なくとも明示的には）認定することなく、暴力団や特殊詐欺の特性・実態等を重視して、暴対法31条の2を適用し損害賠償責任を肯定したとも評価できます。

6 暴対法31条の2にいう「威力利用資金獲得行為」の意義を判断した最高裁判所の判例はなく、実務家の間でも様々な解釈がなされています。

また、特殊詐欺において、暴力団員の関与がどのような態様、程度であれば、「威力利用資金獲得行為を行うについて」にあたるのかの評価も一様ではありません。①ないし③の各判決の解釈・評価も様々です。

しかし、①③判決が、現在の暴力団のシノギの実態や特殊詐欺の実態を重視し、暴対法31条の2を適用し損害賠償責任を肯定したことは端的に評価されるべきだと考えています。

今後は、これらの判決を踏まえ、上記問題点についてより緻密な議論が構築された結果、特殊詐欺はもちろんのこと、暴力団が関与する特殊詐欺以外の違法行為等にも暴対法31条の2が適用されるようになることが期待されます。

以上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載